

売 買 契 約 書

売 払 人 能代市長 齊藤滋宣（以下「売 払 人」という。）と買受人
（以下「買 受 人」という。）とは、次の条項により、間伐木の売買契約を締結す
る。

（信義誠実の義務）

第 1 条 売 払 人、買 受 人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければ
ならない。

（売買物件）

第 2 条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金 円とする。

（代金の支払）

第 4 条 買 受 人は、売買代金を本契約締結後、売 払 人の指定する所定の方法によ
り 1 4 日以内に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第 5 条 売買物件の所有権は、代金完納と同時に買 受 人に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第 6 条 売 払 人は、前条により売買物件の所有権が移転したときに、当該物件を
買 受 人に引き渡すものとする。

（契約不適合）

第 7 条 買 受 人は、本契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約
の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損
害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第 8 条 売 払 人は、買 受 人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を
解除することができる。

（損害賠償）

第 9 条 買 受 人は、本契約に定める義務を履行しないために売 払 人に損害を与え
たときは、第 3 条の代金の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を損害賠償として売
払 人に支払わなければならない。

（契約の費用）

第 10 条 本契約に要する費用は、売 払 人の負担とする。

(疑義の決定)

第11条 本契約に関し疑義のあるときは、売払人、買受人協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払人、買受人は記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 能代市上町1番3号
能代市長 齊藤 滋 宣

買受人

【売買物件の表示】

場 所 能代市田床内字二タ又
間伐木 (杉)

長級 3.65m	径級	14cm未満	902本	43.489m ³
	径級	14cm～16cm	988本	81.951m ³
	径級	18cm～24cm	1,233本	187.390m ³
	径級	26cm～40cm	211本	61.238m ³
長級 4.00m	径級	14cm～16cm	72本	7.344m ³
	径級	18cm～24cm	216本	35.250m ³
	径級	26cm～34cm	34本	10.366m ³

売 買 契 約 書

売 払 人 能 代 市 長 齊 藤 滋 宣 (以 下 「 売 払 人 」 と い う 。) と 買 受 人 (以 下 「 買 受 人 」 と い う 。) と は 、 次 の 条 項 に よ り 、 間 伐 木 の 売 買 契 約 を 締 結 す る 。

(信 義 誠 実 の 義 務)

第 1 条 売 払 人 、 買 受 人 両 者 は 、 信 義 を 重 ん じ 、 誠 実 に 本 契 約 を 履 行 し な け れ ば な ら ない 。

(売 買 物 件)

第 2 条 売 買 物 件 は 、 末 尾 記 載 の と お り と す る 。

(売 買 代 金)

第 3 条 売 買 代 金 は 、 金 円 と す る 。

(代 金 の 支 払)

第 4 条 買 受 人 は 、 売 買 代 金 を 本 契 約 締 結 後 、 売 払 人 の 指 定 す る 所 定 の 方 法 に よ り 1 4 日 以 内 に 支 払 わ な け れ ば な ら ない 。

(所 有 権 の 移 転)

第 5 条 売 買 物 件 の 所 有 権 は 、 代 金 完 納 と 同 時 に 買 受 人 に 移 転 す る も の と す る 。

(売 買 物 件 の 引 渡 し)

第 6 条 売 払 人 は 、 前 条 に よ り 売 買 物 件 の 所 有 権 が 移 転 し た と き に 、 当 該 物 件 を 買 受 人 に 引 き 渡 す も の と す る 。

(契 約 不 適 合)

第 7 条 買 受 人 は 、 本 契 約 締 結 後 、 売 買 物 件 に 種 類 、 品 質 又 は 数 量 に 関 し て 契 約 の 内 容 に 適 合 し ない 状 態 が ある こ と を 発 見 し て も 、 売 買 代 金 の 減 免 も し く は 損 害 賠 償 の 請 求 又 は 契 約 の 解 除 を す る こ と が で き ない も の と す る 。

(契 約 の 解 除)

第 8 条 売 払 人 は 、 買 受 人 が 本 契 約 に 定 め る 義 務 を 履 行 し ない と き は 、 本 契 約 を 解 除 す る こ と が で き る 。

(損 害 賠 償)

第 9 条 買 受 人 は 、 本 契 約 に 定 め る 義 務 を 履 行 し ない た め に 売 払 人 に 損 害 を 与 え た と き は 、 第 3 条 の 代 金 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 金 額 を 損 害 賠 償 と し て 売 払 人 に 支 払 わ な け れ ば な ら ない 。

(契 約 の 費 用)

第10条 本契約に要する費用は、売払人の負担とする。

(疑義の決定)

第11条 本契約に関し疑義のあるときは、売払人、買受人協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払人、買受人は記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 能代市上町1番3号
能代市長 齊藤 滋 宣

買受人

【売買物件の表示】

場 所 能代市常盤字毘沙門
間伐木 (杉)

長級 2.00m	径級 18cm～24cm	371本	32.317m ³
	径級 26cm～32cm	216本	34.971m ³
	径級 34cm～46cm	60本	16.389m ³
長級 3.65m	径級 14cm未満	203本	11.367m ³
	径級 14cm～16cm	326本	28.113m ³
	径級 18cm～24cm	674本	105.874m ³
	径級 26cm～32cm	305本	89.593m ³
	径級 34cm～46cm	42本	20.147m ³
長級 4.00m	径級 18cm～24cm	617本	112.876m ³
	径級 26cm～32cm	337本	106.750m ³
	径級 34cm～44cm	61本	32.344m ³